

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>2011年5月のイミダクロプリド残留基準案改定の際、ハウレンソウを従来の6倍も緩和し、15ppmとすることに反対したが、意見は受け容れられなかった。ハウレンソウでの残留実態調査を明らかにし、基準15ppmをもっと低値に見直されたい。</p> <p>[理由]</p> <p>1、ハウレンソウ栽培にイミダクロプリド粒剤を新たに適用した残留試験3事例で最大残留値8.68ppmであったことに鑑み、私たちは、メーカーに適用拡大中止を求め、また、全農や都道府県に、当該適用の使用をやめるよう求めている</p> <p>2、今回追加された残留試験3事例の最大残留値は1.98ppmである。</p> <p>【意見2】</p> <p>大麦、ライ麦、そば、ばれいしょ、にら、メロン類果実、まくわうり、マルメロ、いちご、鶏及びその他の家きんの肝臓・腎臓・食用部分の残留基準は強化された。</p> <p>一方、下記の食品の残留基準は緩和されているが、その必要はない。</p> <p>(1)小麦 0.2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験4事例は、種子塗沫処理後、2回散布であり、最大残留値は0.052ppmである。</p> <p>2、国際基準0.05ppmより緩い。</p> <p>(2)その他ゆり科 0.2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、にら花茎の残留試験2事例で、散布30日後の最大残留値は<0.05ppmである</p> <p>2、食用ゆりの残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は<0.01ppmである。</p> <p>(3)ゴマの種子 0.05ppm</p> <p>[理由]</p> <p>残留試験2事例で、散布81又は86日後の最大残留値</p>	<p>【回答1】</p> <p>残留基準の設定につきましては、国民の健康保護を図るとともに、適切な使用方法に基づく残留量の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因により変動することが知られていることから、作物残留試験の実測値（最大残留量：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。</p> <p>詳細につきましては、平成22年1月27日の農業・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</p> <p>【回答2】</p> <p>小麦、その他のゆり科野菜及びごまの種子の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものです。</p> <p>残留基準の設定の考え方につきましては、回答1を御参照ください。</p>

は<0.01ppmである。

【意見3】

私たちは、いままでの、貴省のイミダクロプリド残留基準設定に対し、

- 1) 残留試験事例が少ない
- 2) 残留試験での最大残留値にくらべ、高すぎる基準を設定している
- 3) 外国の残留試験データ不明の基準を採用している
- 4) 外国基準と現行国内基準との中間の数値を採用している

などの理由により、もっと低値にするよう見直しを求めた以下の食品の残留基準について、基準は現行のままである。

再度、イミダクロプリドの残留基準の見直しを求める。

- (1) 米 1ppm
- (2) その他の穀類 3ppm、
- (3) 大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類 各 3ppm、
- (4) だいこん類の葉 4ppm
- (5) かぶ類の葉、クレソン 各 3ppm
- (6) ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜 各 5ppm、
- (7) アーティチョーク 2ppm
- (8) チコリ 3ppm
- (9) エンダイブ 5ppm、
- (10) しゅんぎく 3ppm
- (11) レタス 3ppm
- (12) その他のきく科野菜 5ppm、
- (13) わけぎ 2ppm
- (14) パセリ 3ppm
- (15) セロリ 4ppm
- (16) みつば 5ppm
- (17) その他のせり科野菜 4ppm
- (18) トマト 2ppm
- (19) ピーマン 3ppm
- (20) なす 2ppm

【回答3】

残留基準の設定の考え方につきましては、回答1を御参照ください。

一部の食品の残留基準につきましては、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられており、今回の残留基準の改正もそれに従ったものです。

コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。詳細につきましては、下記のホームページ等を御覧ください。

<http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/lpe/lpe-i/en/>

海外で一定の作物群グループにおいて、共通の残留基準（グループMRL）が設定され、かつ、使用基準がグループ内の作物で共通であるものについては、当該グループMRLを参照して日本における残留基準を設定しています。

御意見をいただいた食品の残留基準につきましては、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。

- (21) その他のなす科野菜 5ppm
- (22) ほうれんそう 15ppm
- (23) 未成熟えんどう 4ppm
- (24) 未成熟いんげん 3ppm
- (25) えだまめ 3ppm
- (26) その他の野菜 5ppm
- (27) ネクタリン、あんず、すもも、おうとう 各 2ppm
- (28) ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ハ
ックルベリー、その他のベリー類果実 各 4ppm
- (29) ぶどう 3ppm
- (30) その他の果実 4ppm
- (31) 綿実 4ppm
- (32) 茶 10ppm
- (33) ホップ 7ppm
- (34) その他のスパイス 5ppm
- (35) その他のハーブ 15ppm
- (36) とうがらし 7ppm

【意見 4】

全体的に残留基準が高すぎる。残留実態を調べ、基準を見直し、より低値にすべきである。

[理由]

1、貴省は『TMDI 方式による摂取量は、全ての農産物に基準値上限まで農薬が残留しているとして算出するので、実態に比べかなり農薬の摂取量は過大評価されることとなります。』と主張しているが、残留実態を反映した、より低い基準を設定すればよく、その根拠となる貴省の残留実態調査が見当たらない。

2、食品安全委員会が設定した ADI : 0.057 mg/kg 体重/日をもとにした TMDI/ADI (%) は、

	一般	幼小児	妊婦	高齢者
TMDI/ ADI (%)	38.0	65.3	32.4	45.0

であり、特に心身発達途上にある子どもでも高いことが懸念される。

TMDI への寄与率は、

ほうれんそうが一般で 16%、幼小児 14%、

【回答 4】

残留基準の設定の考え方につきましては、回答 1 を御参照ください。

長期推定摂取量の評価につきましては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80% の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、TMDI 方式による曝露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、今回、平成 10 年 8 月 7 日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した曝露量の試算

コメが一般と幼児 14%、
大豆が一般 9%、幼児 10%と高い。

3、食品安全委員会が設定した ARfD は 0.1mg/kg 体重は、EU の 0.08mg/kg 体重に比べ、高値であるとして反対した。

<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/imdpc1605.txt>

この高い数値を用いた、短期摂食推定量 ESTI / ARfD 比は、下記のように、ほうれんそうの幼児 100%をはじめ 20%を超える食品が多く存在する。

なお、私たちは、この比が 10%を超えることは危険だと考えている。

食品名	ESTI/ARfD 比 (%)	ESTI/ARfD 比 (%)
	一般	幼児
だいこんの葉	30	-
こまつな	20	40
きょうな	20	-
チンゲンサイ	40	-
ブロッコリー	30	70
たかな	40	-
レタス	20	30 40 (非結球レタス)
セロリ	20	-
トマト	20	50
ピーマン	-	20
なす	-	30
かぼちゃ	-	20
とうがん	20	-
すいか	20	40
ほうれんそう	40	100

値である EDI 方式により暴露評価を行い、ADI の 80% の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/Zaidan/mhwinfo.nsf/48b1f48352378e7e492565a1002ecd5e/b8825a2d690e8047492569d500229108?OpenDocument>

ARfD につきましては、通常、動物実験で悪影響が認められなかった用量の更に 100 分の 1 の量に設定されており、安全域は確保されています。さらに、短期推定摂取量は、農薬が高濃度に残留する食品を短期間に大量に摂食するという状況を仮定して推定したのですが、このような状況が生じる可能性は低く、より安全側に立った推定値であると考えられます。これらのことから、食品ごとに短期摂取量を推定し、それが ARfD を超えないことを確認することは、妥当と考えています。

短期推定摂取量の推定等につきましては、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf>

国内の農薬の登録につきましては、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺の農作物や蜜蜂などの有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者の健康への影響、病害虫防除の効果など、有効性・安全性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。

食品名	ESTI/ARFD 比 (%)	ESTI/ARFD 比 (%)
	一般	幼児
ずいき	50	-
もやし	-	20
れんこん	30	50
ぶどう	40	90
いちじく	30	-
オレンジ、日本 なし、りんご、 もも、かき	-	20

4、イミダクロプリドは、食品に残留するだけでなく、水系汚染も判明している。人の尿中には、代謝物のひとつ6-OHA とともに検出されている。また、大量死したミツバチに検出されており、このような農薬は残留基準を低く設定し、使用規制につなげるべきである。

(参照)

・環境省が「日本人における化学物質のばく露量について」2016年版を公表(2016/12/15)

パンフでは、人の尿中に有機リン、ピレスロイド、ネオニコチノイドなどの農薬が検出されることが報告されている。

<http://www.env.go.jp/press/103351.html>

・名古屋大学の上山さんらの一連の報告がある。

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0013935116300263>

・グリーンピース・ジャパンもは、昨年、下記のように報告している。

http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20161208_Report_Organic.pdf

【意見5】

イミダクロプリドの毒性については、新生ラットの小脳神経細胞への影響試験では、ニコチン類似作用が報告され、また、人への影響についての総説もあるように、新たな知見がえられており、毒性の再評価とそれ

【回答5】

食品の安全性の確保については、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づき、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて行うこととされており、厚生労働省では、こうし

<p>に基づく、残留基準の改定が望まれる。</p> <p>(参照)</p> <p>第30回 環境ホルモン学会第30回講演会テキスト (2016年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所：五箇公一「ネオニコチノイド系農薬の諸問題」 ・北海道大学；池中良徳「ネオニコチノイド系農薬の生体への曝露実態」 ・東京都医学総合研究所：木村-黒田純子「ネオニコチノイド系農薬の影響評価：作用機構と影響インパクト」 	<p>た考え方のもと、関係府省庁と連携しながら、農薬の残留基準の設定を行っています。農林水産省においては、農薬登録申請時に、申請者に対し「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」(平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知)に基づき試験成績を要求しており、本剤の毒性評価に必要な試験成績は全て内閣府食品安全委員会に提出された上で評価が行われていると承知しています。また、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会においては、毒性学を含む様々な分野の専門家が属しており、本剤の毒性も含めて多角的な視点により残留基準について御審議いただいております。今回の残留基準は適切に設定されているものと考えています。</p> <p>いただいた資料については、これまで知られている知見の範囲であり、イミダクロプリドの食品を介したリスクの再評価が必要となる新たな知見とは考えがたいと考えています。今後、新たな知見が得られた場合には、その内容に応じて安全性に関する再評価の必要性について検討してまいります。</p>
---	--